

府中市告示第6号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、府中日鋼団地マンション建替組合の設立を認可したので、法第14条第1項の規定により次のとおり告示するとともに、同条第3項の規定により、その関係図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月19日

府中市長 高野律雄

1 組合の名称

府中日鋼団地マンション建替組合

2 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(1) 名称

府中日鋼団地

(2) 敷地の区域

府中市日鋼町1番3

3 施行再建マンションの敷地の区域

府中市日鋼町1番3

4 事業施行期間

令和8年1月19日から令和15年1月まで

5 事務所の所在地

府中市日鋼町1番地3地内

6 設立認可の年月日

令和8年1月19日

7 事業年度

毎年10月1日から翌年9月30日まで

8 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和8年2月17日

10 縦覧期間

令和8年1月19日から法第38条第6項の規定による解散の認可又は法第81条の規定による建築工事の完了の公告の日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始を除く。）

11 縦覧時間

午前8時半から午後5時まで

12 縦覧場所

府中市都市整備部住宅課事務室（府中市寿町一丁目5番地 府中駅北第2庁舎5階）